

WIC@LAB参加規約

- ・ 本規約は、共同印刷株式会社及びTOMOWEL Promotion株式会社（以下「主催者」という。）が運営する女性インサイトを把握し新たなマーケティング価値を提供する研究会「WIC@LAB（ウィカラボ）」（以下「本会」という。）に参加する者（以下「会員」という。）が参加する際に適用される規約です。会員は、あらかじめ本規約に同意したうえで、本会に参加するものとします。
- ・ 主催者は、善良なる管理者の注意をもって本会を主導・推進するが、会員に対し、本会に基づく成果の達成や特定の結果等を保証するものではありません。

第1条 （秘密保持義務）

1. 本規約において、秘密情報とは、会員が以下の方法で本会のために他の会員に開示する情報（情報を開示した者を、以下「開示者」という。）をいうものとする。
 - (1) 秘密である旨の表示をした書面（電子的形式を含む）で開示する方法
 - (2) 秘密である旨明示して口頭またはデモンストレーション等により開示する方法であって、開示後 30 日以内に当該情報を受領した他の当事者に書面（電子的形式を含む）にて提示するもの
 - (3) 本規約の内容
2. 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、前項に定める秘密情報から除くものとする。
 - (1) 開示の時点で既に公知のもの、または、開示後秘密情報を受領した当事者（以下「受領者」という。）の責によらずして公知となったもの
 - (2) 受領者が開示者以外の第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
 - (3) 開示の時点で受領者が既に保有しているもの
 - (4) 開示された情報によらずして、独自に受領者が開発したもの
3. 受領者は、それぞれ開示者から開示された秘密情報の秘密を保持し、本会の履行のために知る必要のある自己の役員、従業員および教職員以外に開示、漏洩してはならないものとする。また、受領者は、秘密情報の開示のために開示者から受領した資料（電子メール等、ネットワークを介して受信した秘密情報を有形的に固定したものを含み、以下「秘密資料」という。）を善良なる管理者の注意をもって保管管理するとともに、第三者に譲渡、提供せず、また当該役員および従業員、教職員以外の者に閲覧等させないものとする。なお、本項の義務は、本会終了後 3 年間存続するものとする。
4. 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合に限り、受領者は、開示者の秘密情報および秘密資料を第三者に開示および提供することができるものとする。
 - (1) 法令により第三者への開示を強制された場合。ただし、この場合、受領者は事前に当該開示の対象となる秘密情報および秘密資料の開示者に通知するよう努めるものとし、当該法令の範囲内で

秘密を保持するための措置をとることを当該第三者に要求するものとする。

- (2) 弁護士、公認会計士等法令上守秘義務を負う者に、当該者の業務上必要とされる範囲内で提供する場合
- (3) 受領者が自己の役割分担にかかる作業の一部を自己の委託先に委託する場合。ただし、この場合、受領者は、当該委託先に対して本条に定める秘密保持義務と同様の秘密保持義務を課すとともに、当該委託先の違反は委託した受領者の違反を構成するものとする。
5. 受領者は、開示者から開示された秘密情報を、本会のためにのみ使用するものとし、その他の目的には使用しないものとする。
6. 受領者は、本会の履行のために必要な範囲で秘密資料を複製することができるものとする。なお、秘密資料の複製物（以下「複製物」という）についても本条の定めが適用されるものとする。
7. 受領者は、開示者から要求があった場合または本会の履行を完了した場合、開示者の指示に従い遅滞なく秘密資料（複製物がある場合は当該複製物を含む）を開示者に返却または破棄もしくは消去するものとする。なお、秘密資料を返却、破棄または消去した後も、本条に定める秘密保持義務は本条第 3 項に定める期間中、有効に存続するものとする。
8. 受領者は、開示者の秘密情報を知ることになる自己の役員、従業員および教職員に本条の内容を遵守させるものとする。
9. 本規約に関連して別途開示者との間で秘密保持に関する契約等を締結している場合または締結する場合、当該契約等の定めと本規約の定めが異なる範囲においては、本規約の内容が当該契約等の定めに優先して適用されるものとする。

第2条 （個人情報の取り扱い）

1. 会員は、本会において個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定される個人情報（以下「個人情報」という）を取り扱うこととなる場合には、事前に主催者と取得主体や取得方法等の詳細について協議、確認を行うものとする。
2. 前項の定めに従い、会員は、個人情報について、個人情報保護法及び同法に関するガイドライン等に則り、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理等必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第3条 （知的財産権）

本会のうち①会員及び主催者が共同して行った発明等から生じたノウハウ及び知的財産権（著作権法27条及び28条の権利を含む。以下同じ。）は、会員及び主催者の共有とし（別段の合意がない限り持ち分比率は当該当事者間で均等とする）、②会員及び主催者が単独で行った発明等から生じるノウハウ及び知的財産権は、当該発明を行った当事者に帰属するものとする。ただし、①及び②の場合であっても、③主催者の提供するデータによる分析検証で生じたノウハウ及び知的財産権は、原則として主催者に帰属するものとする。

第4条 （産業財産権の出願）

1. 前条により会員のいずれかまたは全員の共有となった産業財産権の出願については、別段の合意がない場合、当該発明を共同で行った当事者が共同で出願を行うものとし、当該出願に係る手続き費用の負担については、当該共有当事者間で持分比率に応じてそれぞれ負担するものとする。
2. 前条により会員の単独帰属になった産業財産権の出願等は、当該権利者の費用負担および裁量にて行うことができるものとする。

第5条 （公表）

会員は、本会に関する公表及び公表の時期について、主催者と協議の上、決定するものとする。但し、法令又は監督官庁もしくは金融商品取引所の規則、指導、要請により要求される場合は、この限りでない。なお、本項の義務は、本会終了後も1年間存続するものとする。

第6条 （会員情報の開示）

主催者は、自らの裁量において、会員の名称を、会員以外の第三者に対して開示することができる。ただし、特段の事情により自らの会員情報の開示を希望しない場合、当該会員はあらかじめ主催者に申し出ることにより自らの会員情報の開示を拒絶することができる。

第7条 （支払条件）

1. 会員は、主催者が発行する請求書が到着した月の翌月末日までに、所定の初期費用及び年会費を支払うものとする。
2. 主催者は、会員が入会した日から第12条に定める本会の実施期間終了までの期間を勘案して、主催者の承認により、当該会員の年会費を減額できるものとする。

第8条 （アカウント数の変更）

会員は、利用アカウント数を変更する場合、変更希望日の1カ月前までにその変更の旨を主催者に通知するものとする。この場合、主催者は年会費の調整等アカウント数の変更に伴う対応を行うものとする。

第9条 （退会）

本会実施期間中に退会を希望する会員は、退会希望日の1カ月前までに、主催者が別途定める退会届を主催者宛に提出することをもって本会を退会することができるものとする。なお、退会をした場合、主催者は、会員が既に支払った初期費用及び年会費の返金を行わないものとする。